

第4 施策の基本的方向

1 生涯学習の基盤整備

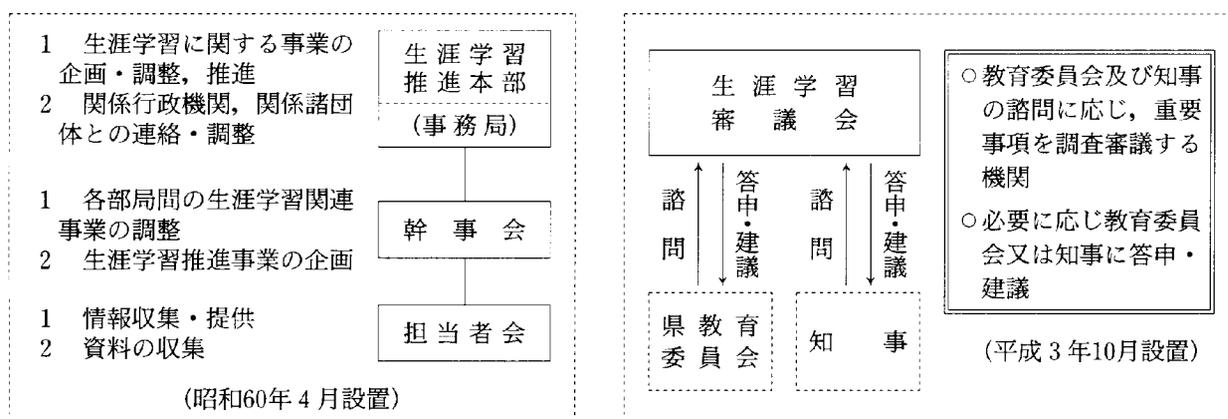
(1) 生涯学習支援体制の整備充実

県民の生涯にわたる学習活動が円滑に行われるよう、県及び市町村は、生涯学習に関する事業の連絡・調整を進めるとともに、民間等を含めた関係機関・団体との連携を深めながら推進体制を充実していく必要があります。

このため、県の生涯学習推進本部が中心となって県事業の企画・調整を進めるとともに、関係行政機関や関係団体との連携及び協力のための連絡会議を開催するなど、施策の一層の充実に努めます（図1-1）。

また、市町村における生涯学習推進体制の整備充実を図るため、生涯学習に関する専門的な職員の養成や生涯学習のまちづくり推進のための市町村担当者による企画会議の充実等に努めるとともに、各市町村における生涯学習推進組織の設置や特色ある事業の実施について指導に努めます。

図1-1 福島県生涯学習推進体制



さらに、民間事業者と連携しながら生涯学習の振興を図ることができるよう、生涯学習振興基本構想を策定し、生涯学習支援体制の整備に努めます。

次に、自治会や老人クラブなどの住民組織と連携し、地区集会施設や高齢者施設などの活用も図りながら、住民が必要に応じて自主的に学ぶことができる地域に根ざした学習活動の基盤づくりを促進するとともに、生涯学習に関する標語や論文等の募集を行うなど、生涯学習のイメージの普及に努めます。

(2) 生涯学習施設の整備

県民の様々な学習需要に対応した多様な学習機会を確保するため、生涯学習施設の整備と施設間相互の連携を図るとともに、生涯学習推進の拠点となる施設の整備を推進する必要があります。

このため、学習情報や教材の提供、学習相談、学習成果の評価やプログラムの研究、指導者の養成などの機能を持つ県民の生涯学習を支援する施設について、その在り方を検討し整備に努めます。